

2026 年 7 月 6 日

沖 縄 労 働 局
局長 宮本 淳子 様

日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
会 長 仲 宗 根 哲

2026 年度最低賃金行政に関する要請書

沖縄県の経済は、観光と個人消費の回復によりゆるやかに拡大する一方、県民生活に目を向けると、島しょ性という地理的特性による輸送コストの高さや、中東情勢に起因するエネルギーコスト上昇の影響により、物価水準は高く、県民の暮らしは依然厳しい状況が続いています。とりわけ、実質賃金の伸び悩みや生活必需品価格の上昇が県民生活に大きな影響を与えています。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然低位におかれています。日本全体としても低位にある中で、沖縄県は全国でも最も低い水準に位置しています。地方版政労使会議の議論や格差是正の観点から継続的に最低賃金を引き上げる必要があります。また、政府が掲げる「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠であると認識しています。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

I. 地域別最低賃金について

1. 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた最低賃金額の決定

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した地域別最低賃金が決定されるよう努めること。
- (2) 中央最低賃金審議会における「目安に関する公益見解」について、近年、審議会委員の理解が得られない状況が続いている。全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再度認識した上で、公労使で地方審議会運営が図れるよう努めること。
- (3) 審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、審議委員から求められた場合、事務局は根拠となる資料を作成し、すみやかに審議会で提示するなど、建設的な議論が行われるよう環境整備を徹底すること。

2. 早期発効に向けて

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。そのため、沖縄地方最低賃金審議会への諮問、専門部会をはじめ最低賃金に関する各委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を基本として、早期の発効に最大限配慮すること。同時に、沖縄地方審議会委員に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の内容について丁寧な説明とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう働きかけること。

II. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

1. 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や2026年1月1日施行の「下請代金支払遅延等防止法(いわゆる取引適正化関連法)」の周知および実効性の担保に努めること。労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策のさらなる拡充や周知徹底について、本省や関係省庁と連携を図ること。

2. 業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保を本省に求めること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底を図るなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

III. 特定(産業別)最低賃金について

1. 特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

(1) 特定(産業別)最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的について、沖縄地方労働審議会や最低賃金審議会の委員に周知徹底すること。

(2) その上で、沖縄地方審議会において、公労使がその意義・目的を再認識し、新設や改定の必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう働きかけること。

2. 適用労働者数の適切な把握

特定(産業別)最低賃金の適用労働者数を適切に把握すること。

IV. 最低賃金の履行確保

1. 監督行政の強化等

(1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

- (2)最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底を図ること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携を図ること。
- (3)最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

2.最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直しについて

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、国や関係機関、県及び地方自治体に対して指導を強化すること。

以 上